

議 事 録

第 16 期名護市農業委員会 第 25 回 総 会

令和元年 9 月 27 日 (金)

名護市農業委員会 第25回総会

開催日時 令和元年9月27日(金)午前10時00分～

開催場所 名護市役所 3階会議室

出席委員(農業委員)

1番	岸本 信子	○	2番	長山 正敏	○	3番	前川 好男	◎
4番	宮城 政喜	◎	5番	比嘉 清隆	○	6番	具志堅 安盛	○
7番	野原 朝行	○	8番	名城 政幸	○	9番	比嘉 晴	○
10番	金城 達文	-	11番	川上 達也	○	12番	大城 正信	○

(農地利用最適化推進委員)

13番	野原 三喜郎	欠	14番	伊波 興助	○	15番	比嘉 政昭	○
16番	上間 光成	欠	17番	宮里 強	○	18番	玉城 政和	欠
19番	比嘉 勲	○	20番	具志堅 興一	○	21番	塩浜 康允	○
22番	山城 秀樹	○	23番	平 智昭	欠	24番	伊波 實	○
25番	宮城 直人	○						

議事録署名人 ※上記表内の「◎」

書記 名護市農業委員会事務局

議案 第154号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
 第155号 農地転用事業計画変更承認申請について
 第156号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
 第157号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
 第158号 農用地利用集積計画の意見決定について
 第159号 現況証明願いについて
 第160号 非農地証明願いについて
 報告 農地法第4条許可申請の取下げについて
 報告 農用地利用配分計画案に関する意見について

(開会)

議長 これより総会を進めさせていただきます。本日の議事録署名人は3番と4番の委員を指名しますので、よろしくお願ひします。また、書記には、事務局職員を指名いたします。

では、これより「第25回名護市農業委員会総会」を始めます。

(議案第154号 農地法第3条の規定による許可申請について)

事務局 整理番号1番 農振農用地内、面積1,117㎡。規模拡大のための有償移転。従事者3名、主従事日数200日。計画作物はさつまいも。

整理番号2番 農振農用地内、面積5,070㎡。贈与による無償移転。従事者1名、主従事日数200日。計画作物はシークワサー。

整理番号3番 農振農用地内、面積1,644㎡。規模拡大のための賃貸借。従事者3名、主従事日数200日。計画作物はウコン。

整理番号4番 農振農用地内、面積642㎡(2筆計)。規模拡大のための有償移転。従事者3名、主従事日数200日。計画作物はウコン。

整理番号5番 農振農用地内、面積831㎡。規模拡大のための有償移転。従事者3名、主従事日数200日。計画作物はウコン。

整理番号6番 農振農用地内及び農用地外、面積2,035㎡(4筆計)。規模拡大のための有償移転。従事者2名、主従事日数200日。計画作物はウコン。

整理番号7番 農振農用地内、面積3,493㎡(2筆計)。規模拡大のための有償移転。従事者1名、主従事日数150日。計画作物はマンゴー。

整理番号8番 農振農用地内、面積221㎡。規模拡大のための有償移転。従事者1名、主従事日数250日。計画作物はミカン。

議長 事務局としては、いずれも農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件を満たしていると判断し、許可相当と考えます。

委員 事務局から説明のある当該案件について質疑はございませんか。質疑が無いようなので、当該案件について、可決としてもよろしいでしょうか。

異議なし。

(第155号 農地転用事業計画変更承認申請について)

事務局 整理番号1番 農振農用地外、面積996㎡(2筆計)。所有権移転で5条同時申請案件。当該地域は周りが保安林区域に指定されているが、申請がある2筆については保安林区域を外れている。申請者が所有する地域がここになる。(画像にて確認)しかし、現時点において、保安林を通過してからの申請地への進入となる。現状は、4月から5月にかけて開発行為がなされており、森林法違反となっている。県保全課による現状復帰指導を受けている状態である。今回申請に上がる土地は保安林指定はされていないが、進入路が

保安林を通過する状況を踏まえると関係法令に影響があることが見受けられる。農地区分は2種農地（市街地近接）、一団農地 1.5ha となっています。

- 議長 事務局から説明のある当該案件について質疑はございませんか。
- 委員 当該申請を認めると5条申請との兼ね合いはどうなるのか。
- 事務局 変更に関しては、認めざるをえないと考えます。5条で認められなかった場合は、後程、事変に関しての取下げの手続きとなります。
- 議長 その他質問はありますか。質疑が無いようなので、当該案件について、可決としてもよろしいでしょうか。
- 委員 異議なし。

（第 156 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について）

- 事務局 整理番号 1 番 農振農用地外、面積 688 m²。転用目的は住宅兼貸し駐車場。農地区分は、第 3 種農地、4 割街区 43.9% となっております。面積が大きいのは、近隣者への貸し駐車場としての活用を行うとのこと。原則許可相当の案件となります。
- 整理番号 2 番 農振農用地外、面積 1,401 m²。転用目的は一般個人住宅兼貸し倉庫。農地区分は、第 3 種農地（宅地連たん）、原則許可相当の案件となります。
- 議長 事務局から説明のある当該案件について質疑はございませんか。
- 委員 2 番目は始末書が出されていますが、建ててしまっているのか。
- 議長 そのようです。
- 議長 その他質疑はございませんか。質疑が無いようなので、当該案件について、可決としてもよろしいでしょうか。
- 委員 異議なし。

（第 157 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について）

- 事務局 整理番号 1 番 農振農用地外、面積 996 m²。資材置場などのための所有権移転。先ほど事業計画変更で説明した案件となります。現状では開かれていますので通れる状態ではありますが、沖縄県から現状復帰命令が出されています。申請者側も現状復帰には同意をしているのですが、植林した後に農地転用した場所にどのようにして通るのが矛盾が生じる。
- 整理番号 2 番 農振農用地外、面積 802 m²。貸駐車場のための賃借権。農地区分は、第 2 種農地（市街地近傍）、一団農地 2 ha となっております問題なしと考えます。当該案件は先月の総会にて 4 条申請で扱った案件となります。しかし、借受人が整備し利用することから今回の申請となっております。先月の 4 条申請については、後程、報告において取下げを行います。
- 整理番号 3 番 農振農用地外、面積 188 m²。駐車場のための所有権移転。農地区分は、第 2 種農地（市街地近傍）、一団農地 0.8ha となっております問題

なしと考えます。

整理番号4番 農振農用地外、面積 287 m²。一般個人住宅のための所有権移転。農地区分は、第2種農地（市街地近傍）、一団農地 0.2ha となっており問題なしと考えます。

整理番号5番 農振農用地内、面積 404 m²。一般個人住宅のための使用貸借。農地区分は、第1種農地（10戸連たん）、一団農地 28.43ha となっており問題なしと考えます。

整理番号6番 農振農用地外、面積 901 m²の内 519.7 m²。保育施設のための使用貸借。農地区分は、第3種農地（宅地連たん）、3方を宅地に囲まれており問題なしと考えます。

整理番号7番 農振農用地内、面積 2,867,552 m²の内 3,500 m²。牛舎のための賃貸借。農地区分は、農振農業用施設用地となっており問題なしと考えます。

整理番号8番 農振農用地外、面積 328 m²。駐車場のための所有権移転。農地区分は、第2種農地（その他）、一団農地 0.1ha となっており問題なしと考えます。

整理番号9番 農振農用地外、面積 526 m²。一般個人住宅のための所有権移転。農地区分は、第3種農地（宅地連たん）、3方を宅地に囲まれており問題なしと考えます。

議長 事務局から説明のある当該案件について質疑はございませんか。

委員 1番について、4～5月に開発が行われているとの報告でしたが、農業委員会への報告は今日が初めてか。

事務局 申請が上がったのは今回が初めてとなりますが、5月頃に非農地証明の件で相談がありました。代理人は、当初、山との判断で非農地証明の申請を上げてきたが、開発行為を先にしている状態であり、非農地証明は出せない旨の対応をした。その際に詳細を調べたところ、当該地域が保安林指定されていることを確認した。

委員 利用状況調査を行った際に当該地を確認した際に、地元の地権者に確認したらソーラーパネルを設置する予定と聞いているそうだが。

事務局 当初、現場確認をした際に、入口に赤土対策の看板が設置されており、ソーラーパネルの設置のための開発が明記されていた。しかし、県からの復帰指導を受けて、現時点において当該計画は無くなったようです。現在は、申請者の資材置場としての申請となっております。

委員 他の法令をクリアしてから判断する必要がある。今回の時点では許可判断は出来ないのではないか。

委員 5番の説明で10戸以上の連結があればとの話だったのですが、もう一度説明願います。

事務局 一軒相当のスペースであれば周辺に連結していると考えられる。当該案件

は写真からも分かるように一軒相当のスペースがあり、その周辺に 10 戸以上の連結がみられるので許可相当だと判断しております。

議長 他に質疑が無いようなので、当該案件について、整理番号 1 番を否決としその他を可決としてもよろしいでしょうか。

委員 異議なし。

(第 158 号 農用地利用集積計画の意見決定について)

事務局 令和元年 9 月 19 日付けで名護市長から名護市農業委員会あてに農用地利用集積計画の決定についての依頼があります。利用権設定者は、譲渡人 13 名。譲受人 10 名。設定筆数 22 筆、面積 49,110 m²。内 賃借権 11 筆、使用貸借権 4 筆、所有権移転 7 筆となっています。

整理番号 1 番 5 年の賃借権。作物は牧草。新規設定、稼働日数 250 日。

整理番号 2 番、3 番 5 年の賃借権。作物は牧草。新規設定、稼働日数 250 日。

整理番号 4 番、5 番 10 年の使用貸借権。作物はパイン。新規設定、稼働日数 250 日。

整理番号 6 番から 8 番 5 年の賃借権。作物はパイン、芋、野菜。新規設定、稼働日数 250 日。

整理番号 9 番 10 年間の賃借権。作物はミカン。新規設定、稼働日数 150 日。

整理番号 10 番 3 年間の使用貸借権。作物はサトウキビ。新規設定、稼働日数 250 日。

整理番号 11 番 10 年間の使用貸借権。作物はトマト。新規設定、稼働日数 250 日。

整理番号 12 番 10 年間の賃借権。作物はミカン、野菜、牧草。再設定、稼働日数 250 日。

整理番号 13 番から 18 番 所有権移転、作物はアセロラ、野菜、マンゴー、シークワーサー。個人から法人への変更。

整理番号 19 番 5 年間の賃借権。作物はパイン。個人から法人への変更。

整理番号 20 番 5 年間の賃借権。作物はパイン。個人から法人への変更。

整理番号 21 番 5 年間の賃借権。作物はパイン。個人から法人への変更。

整理番号 22 番 所有権移転、作物は花卉。個人から法人への変更。

議長 事務局から説明のある当該案件について質疑はございませんか。質疑が無いようなので、当該案件について、可決としてもよろしいでしょうか。

委員 異議なし。

(第 159 号 現況証明願について)

調査員 整理番号 1 番 農振農用地外、面積が 264 m²。40 年以上前から食堂とし

て利用している。復帰前から農地としては利用していないと思われま
す。証明相当と思われま

議長 調査員から説明のある当該案件について質疑はございませんか。質疑が無
いようなので、当該案件について、可決としてもよろしいでしょうか。

委員 異議なし。

(第 160 号 非農地証明願について)

調査員 整理番号 1 番 当該申請地は山林化した傾地で 50 年耕作していない土地
である。今後、農地としての利用はないと判断できます。

議長 調査員から説明のある当該案件について質疑はございませんか。質疑が無
いようなので、当該案件について、可決としてもよろしいでしょうか。

委員 異議なし。

(報告 農地法第 4 条許可申請取下げ願について)

事務局 整理番号 1 番 申請内容の訂正に伴い、農地法第 5 条申請にて再提出とな
るため申請取下げとなります。

整理番号 2 番 道路の予定地部分のみの申請については許可が得られな
かったため申請取下げとなります。

(報告 農用地利用配分計画案に関する意見について)

事務局 整理番号 1 番 農地中間管理機構が預かる当該農地について、5 名の方が
該当しておりますが、4 名の辞退がありましたので、当該者を設定して
おります。

(閉会)

議長 以上で本日の議案はすべて終了しました。これをもちまして、第 25 回
名護市農業委員会総会を閉会します。

上記については、名護市農業委員会会議規則第 32 条第 3 項の規定により署名押印する。

名護市農業委員会 議長(会長) 名城 政幸 印

署名委員 前川 好男 印

署名委員 宮城 政喜 印